

令和6年4月26日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

### 理由説明書

苦情申出人は、福岡高等裁判所（以下「原判断庁」という。）がした一部不開示の判断に対し、令和6年3月25日付け司法行政文書の開示に関する苦情の申出書記載のとおり主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

### 記

#### 1 開示申出の内容

福岡高裁令和5年（行コ）第35号の事件簿

#### 2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の開示の申出に対し、令和6年3月7日付けで一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

#### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 原判断庁は、本件開示申出について、特定の事件番号の事件簿の開示を求めるものであることから、1記載の事件についての事件簿（原判断庁では事件簿情報をシステムで管理しているため、1記載の事件について事件簿情報をシステムから出力した結果である「事件検索結果一覧」）を対象文書と特定し、そのうち、事件名、受付年月日、提起側、その他当事者、終局年月日、終局結果、印紙額及び関連事件の各欄（以下「本件不開示部分」という。）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第5条第1号の個人識別情報に相当することから不開示とした。

(2) これに対し、苦情申出人は、本件対象文書のうち、事件名、受付年月日、終

局年月日、終局結果、印紙額及び関連事件の情報については不開示情報ではない旨主張する。

しかし、本件対象文書の各欄の記載は、特定の事件当事者に関する情報として、全体が個人識別情報（法第5条第1号）に相当するものである。このうち、事件番号、相手方である地方公共団体名及び部係欄の各記載については、公表慣行のある情報（同号ただし書イ）に該当するが、本件不開示部分については、同号ただし書イからハまでに該当する事情が認められない。

また、部分開示（裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱第3の2）についてみても、事件番号は、それ自体が法第5条第1号の個人識別情報に相当するところ（令和5年度（最情）答申第3号参照）、本件では上記のとおり事件番号の記載を開示するため、その余の部分を開示することができない。

したがって、本件不開示部分は、これを不開示とするのが相当である。

(3) よって、原判断は相当である。